

駐車監視員活動ガイドライン

【小平 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道5号	青梅街道	小川町1-73先青梅橋交差点	花小金井2-20先	8-20	
2	都道245号	新青梅街道	大沼町2-11先	花小金井3-13先(小平市内の通り)	8-20	
3	主要地方道7号	五日市街道	上水本町1-30先	御幸町354番先小金井橋交差点	8-20	
4	主要地方道17号	府中街道	小川町2-2071先小川町西交差点	小川東町2-12先八坂交差点	8-20	
5	市道	あかしあ通り	美園町1-15先小平駅南口交差点	上水南町4-1先上水南町交差点	8-20	

6	都道248号	新小金井街道	大沼町4-43先	回田町287番先茜屋橋交差点	8-20	
7	主要地方道15号	小金井街道	花小金井4-35先	御幸町354番先小金井橋交差点	8-20	
8	都道132号	鈴木街道	花小金井南町3-14先～鈴木町一丁目交差点～小平団地東交差点～喜平図書館前交差点～喜平町1-11小平団地西交差点		8-20	
9	市道	市役所西通り	小川町2-1328先青梅街道駅前交差点	上水本町5-7先	8-20	
10	市道	たかの街道	学園東町1-24先	たかの台1番上水公園先	8-20	
11	市道	富士見通り	小川西町3-8先	小川西町5-38先	8-20	
12	市道	三中北通り	天神町1-1先小平二小交差点	花小金井7-24先	8-20	
13	市道	鈴木西通り	天神町1-2先	鈴木町1-177先	8-20	
14	市道	緑川通り	小川町2-1831先	天神町2-207先緑川東交差点	8-20	
15	市道	東たかの道	天神町1-8先	花小金井6-27先	8-20	
16	市道D60号線	三中通り	鈴木町1-326先	鈴木町2-147先	8-20	

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	西武線花小金井駅周辺	8-20	
2	西武線小平駅周辺	8-20	
3	西武線小川駅周辺	8-20	
4	西武線鷹の台駅周辺	8-20	
5	学園東町、学園西町地区	8-20	
6	JR新小平駅周辺	8-20	
7	青梅街道周辺	8-20	
8	新小金井街道周辺	8-20	
9	小金井街道周辺	8-20	
10	小川西町地区	8-20	
11	栄町2丁目周辺	8-20	
12	三中通り周辺	8-20	
13	津田町3丁目周辺	8-20	
14	仲町地区	8-20	

小平警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z22LC第337号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。